

令和7年度八戸圏域中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業 補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域の中小企業が生産・投資コストの増加や構造的な人手不足に直面する中、付加価値や労働生産性を高める経営への転換を支援するため、株式会社八戸インテリジェントプラザ（以下「八戸IP」という。）が、予算の範囲内において、中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり必要な事項を定めるものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第5号に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の者であって、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に該当する者をいう。
- (3) 八戸圏域 当市及び当市と地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に規定する連携協約を締結している町村の区域をいう。
- (4) 補助事業者 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた中小企業者をいう。
- (5) 補助事業 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の対象となった事業をいう。

（補助対象者）

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業者であって、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 八戸圏域内に事業所を有する会社
 - イ 八戸圏域内に住所を有し、かつ、八戸圏域内で事業活動を行う個人
- (2) 次のいずれかに該当する者（以下「みなし大企業者」という。）でないこと。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業者が所有する中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業者が所有する中小企業者
 - ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価額の総額をアからウまでに掲げる中小企業者が所有している中小企業者
 - オ アからウまでに掲げる中小企業者の役員又は職員を兼ねる者が役員総数の全てを占める中小企業者

- (3) 令和6年3月31日以前に八戸圏域内で事業を開始している者であること。(令和6年3月31日以前に事業を開始した会社の事業を承継している場合を含む。)
- (4) 農林漁業を主たる業種とする者でないこと。
- (5) 市町村税の滞納がない者であること。
- (6) 補助対象者(会社にあつては代表者及び役員)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないものであること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であつて、八戸IPが補助することを適当と認めるもの。
 - ア 新技術、新製品(新商品)又は新サービスの開発に取り組む事業
 - イ 生産プロセス又は提供サービスの効率化又は高度化に取り組む事業
- (2) 主に八戸圏域内の工場、店舗その他事業所において行われる事業であること。
- (3) 補助金の交付が決定した場合に、当該事業に関する事業計画の内容その他の情報について、八戸IP又は八戸圏域の市町村が出版物への掲載、展示、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表することに同意する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業は、補助対象事業より除く。

- (1) 事業の主たる課題の解決そのものを他者へ外注又は委託する事業
- (2) 試作品等の製造又は開発の主たる部分を他者に委託し、企画又は進捗管理のみを行う事業
- (3) 事業の実施にあたり、実質的に労働を伴わない事業、専ら資産運用的性格の強い事業
- (4) 購入した設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させる事業
- (5) 既に存在する技術・サービス又は機械装置やシステムを単に導入するのみの事業
- (6) 公序良俗に反する事業
- (7) 法令に違反する及び法令に違反する恐れがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条各項に定める事業
- (9) その他八戸IPが不適当と認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、第9条第2項に規定する補助金の交付決定の通知日から令和8年2月13日までとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、八戸IPが別に定める期日までに、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて八戸IPに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助対象経費の内容を把握することができる見積書、カタログの当該ページの写し等
- (4) 会社の概要が分かる書類（会社概要、パンフレット等）
- (5) 履歴事項全部証明書の写し（交付申請の日以前3か月以内に交付を受けたものに限る。個人にあっては、本人確認書類の写し）
- (6) 直近2期分の決算報告書の写し（個人にあっては、確定申告書の写し）
- (7) 納税証明書（全てに滞納がないことを証明するもので、交付申請の日以前1か月以内に交付を受けたものに限る。）
- (8) 産学官連携枠又は事業承継枠を希望する場合は別表2に掲げる書類
- (9) その他八戸IPが必要と認める書類

(選考会の設置)

第8条 八戸IPは、前条の規定による申請があった場合は、その申請内容を審査するための選考会を設置する。

2 前項の選考会の設置に関し必要な事項は、八戸IPが別に定める。

(交付決定)

第9条 八戸IPは、前条第1項の選考会において実施する審査の結果を踏まえ、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 八戸IPは、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 八戸IPは、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 八戸IPは、補助金の交付を決定した場合、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ事業変更承認申請書（別記第6号様式）を八戸IPに提出してその承認を受けること。ただし、次に掲げるものについては、この限りではない。
 - ア 事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更である場合。
 - イ 事業費の20%以内の増額又は減額である場合。
 - ウ 補助金の20%以内の減額である場合。
- (2) 前号の変更により補助金の額が変更になる場合において、変更後の補助金の額は、補助金交付決定通知書にある補助金交付決定額の範囲内とする。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）を提出すること。

式)を八戸IPに提出してその承認を受けること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円(消費税及び地方消費税の額を除く。)以上のものに限る。以下「処分制限財産」という。)について財産管理台帳(別記第8号様式)その他関係書類を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省告示第15号)に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)を経過する期間整備保管すること。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和8年2月28日までに八戸IPに提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記第10号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式)
- (3) 財産管理台帳(別記第8号様式)の写し(処分制限財産に該当するものを取得した場合に限る。)
- (4) その他八戸IPが必要と認める書類

(確定)

第12条 八戸IPは、前条の報告を受けた場合においては、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第13条 補助金は、前条第1項の規定による補助金の額の確定後において、補助事業者からの請求書(別記第12号様式)による請求に基づき、一括して交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 八戸IPは、補助事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けた場合
- (2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合
- (3) その他この要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、処分制限財産を八戸IPの承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該処分制限財産の耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（書類の整備等）

第16条 補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これを補助事業の完了の日に属する会計年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（事業化状況の報告）

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間、各年度における事業化の状況について、八戸IPに報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、事業化状況報告書（別記第13号様式）により行うものとする。

（成果の発表）

第18条 補助事業者は、補助事業の成果について、八戸IP又は八戸市から発表の依頼があった場合は、これに協力するものとする。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、八戸IPが別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

補助対象 経費	第 4 条に定める事業の実施に要する経費	
	①原材料費、②専門家経費(謝礼・旅費)、③技術導入費、④外注費、⑤委託費、⑥知的財産権出願費、⑦研修費、⑧旅費、⑨広告宣伝・販売促進費、⑩建物改修費、⑪機械装置費、⑫システム費	
	※消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除く。 ※国若しくは他の地方公共団体その他公共団体又は市から他の補助金等の交付の対象となる経費は、補助対象経費から除く。	
補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額(千円未満切捨て)又は 2,000 千円のいずれか低い額とする。【通常枠】 ただし、下表のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象経費の 3 分の 2 に相当する額(千円未満切捨て)又は 2,000 千円のいずれか低い額とする。	
	区分	内容
	産学官連携枠	実施体制に大学等(学校教育法第 1 条に規定する大学、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。)又は公設試験研究機関(国、都道府県、独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人の設置する公設試験研究機関をいう。)が含まれる事業であって、補助対象期間内に補助事業者に対する学術指導や共同研究を行うなど、補助事業の課題解決に資する明確な役割を担うと認められるもの
	事業承継枠	事業承継を契機として、後継者(補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日時点の 2 年前から補助金の交付の申請をする日までに事業承継を行った者)が主体となって取り組む事業であって、次のいずれにも該当するもの (1) 法人にあっては、代表者の交代及び株式の過半数又は前経営者の全ての譲渡を受けて事業を引き継いだもの、個人にあっては、代表者の交代及び事業譲渡等により事業を引き継いだものであること。 (2) 後継者の年齢が補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月 1 日時点で 50 歳以下であること。

別表 2（第 7 条関係）

区分	書類
産学官連携枠	・ 大学等又は公設試験研究機関が発行する補助対象事業における連携内容が記載されている書類（共同研究契約書(案)）の写し、補助金申請に対する同意書(任意様式)など、学術指導や共同研究の内容や役割が確認できるもの
事業承継枠	【会社の場合】 ・ 代表者変更登記済みの履歴事項全部証明書、株式の過半数の譲渡を受けたことが分かる株主記載事項証明書など、事業承継の事実が確認できるもの 【個人の場合】 ・ 先代の廃業届及び後継者の開業届の写し、事業譲渡契約書など、事業承継の事実が確認できるもの